

桑名市デジタル学習コンテンツ受講支援業務仕様書

本仕様書は、桑名市デジタル学習コンテンツ受講支援業務における仕様について内容を定めたものである。

1. 事業目的

デジタル技術の利活用を原動力とした未来社会「Society5.0」において、高度なデジタルスキル及びリテラシーを身に付けた人材は、経済発展と社会課題解決のいずれにとっても欠かすことができない存在である。しかしながら、本格的なデジタル社会到来の動きが全世界で加速度的に進む中、日本はデジタル競争力、特に「デジタル人材」の順位においては厳しい状況にある。「デジタル人材育成」は日本にとって急務であり、大学生や社会人のみならず、小学生や中学生、高校生の段階から育成していくことが重要である。

国際的な情勢だけでなく、日本の各地域においては少子高齢化、人口減少などの社会課題が存在しており、本市においても、将来的に様々な課題を解決し、市の発展に寄与するデジタル人材の卵を今から発掘・育成することが重要である。

本事業では、デジタル技術・スキルに大きな興味、関心を持つ小学生や中学生、高校生を対象に、デジタル学習コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）を提供し、次世代のデジタル人材を自ら目指すきっかけを作ることを目的とする。

2. 事業期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

3. 積算

コンテンツ作成、コンテンツを利用するためのライセンス料、受講サポート、受講後の分析といった業務実施に必要な費用を全て含む。なお、受講者の募集及び管理については本市が行い、受講に必要な機器や通信環境は受講者が準備するため積算に含まない。

4. 業務の概要

① 形式

1. 原則としてオンライン形式で実施すること。ただし、最初の説明会や学習内容に応じてオフラインでの開催も可とする。この場合、開催時期、場所、内容について、本市と協議のうえ決定する。
2. 本市在住の小学生、中学生、高校生もしくはそのいずれかを対象としたコンテンツであること。

3. コンテンツは動画を視聴するだけでなく、動画を視聴しながら実際に作業するなど、実践的な内容とすること。
 - ② 人数
 1. 受講者は15人以上を想定している。
 - ③ 期間
 1. 3か月から6か月で受講完了できる内容であること
 - ④ サポート体制
 1. 受講者がスムーズにコンテンツを学習できるようサポート体制を準備すること。
 - ⑤ デジタル的思考の習得
 1. ロジカルシンキング、デザインシンキングを学べる内容であること。
5. その他
- ① 受託者は、本業務の履行に当たって個人情報を取り扱う場合、桑名市個人情報の保護に関する条例等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。
 - ② 受託者は、本業務の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、委託者に対しては速やかに報告すること。
 - ③ 受託者は、業務の詳細について本市担当者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
 - ④ 本仕様と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技法又はアイデア等があるときは、委託者に対して積極的に提案すること。
 - ⑤ 受託者は、本業務を一括して第三者に委託（再々委託を含む。）し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め委託者が認めた場合はこの限りではない。
 - ⑥ 受託者（再委託又は再々委託により受託した者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
 - ⑦ 事業に関する制作物の二次利用については、協議により使用可能とする。
 - ⑧ 本仕様に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。